平成 27 年度福岡県包括外部監査の結果報告書 (概要版)

福岡県包括外部監査人 工藤 雅春

平成27年度包括外部監査の概要をご報告いたします。

第1 監査の概要

項目	内容
1. 監査の種類	地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査
2. 選定した特 定の事件 (テーマ)	農林水産業施策に係る財務事務の執行及び事業管理について
3. 監査対象 期間	原則として平成 26 年度とし、必要と認めた場合、平成 27 年度及び平成 25 年度以前の年度についても監査対象とした。
	福岡県の農林水産業施策を実施する以下の課
. met tall for	部名
4. 監査対象 機関(部局)	農林水産政策課、農山漁村振興課、食の安全・地産地消課、 農林水産部 団体指導課、園芸振興課、水田農業振興課、経営技術支援課、 畜産課、農村森林整備課、林業振興課、漁業管理課、水産振興課
5. 特定の事件 (テーマ)を 選定した理由	近年、農林水産業を取り巻く環境は大きく変化するとともに、農林水産業に対する関心及び農林水産業施策の重要性が高まっている。 我が国の直面している少子高齢化社会の問題は、農林水産業にも影響を及ぼしており、人口減少に伴う食料・木材の国内需要の減少、農村の衰退、後継者問題、里山の減少による野生鳥獣被害の拡大など様々な問題へとつながっている。また、地球温暖化等の気候変動は、農作物の品質低下や価格変動の問題を引き起こし、ゲリラ豪雨や大型台風の発生増加により被災リスクが高まっている。消費者の意識も変化している。食品偽装問題、残留農薬問題、異物混入事件など、食品の安全・安心に対する信頼を揺るがす事件が相次いで発生する中、消費者の安全・安心へのニーズはさらに高まりをみせている。また、経済のグローバル化が進む中、飼料価格の高騰、日本食ブーム、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定など、国内の動きのみならず国外の市場動向を見据えた取組が必要となっている。このような中、福岡県においては、「福岡県総合計画」において、「農林水産業の競争力の強化」を重点的に取り組む施策として掲げ、総合計画を推進するための個別計画として、「福岡県農業・農村振興基本計画」、「福岡県森林・林業基本計画」及び「福岡県水産振興基本計画」を策定し、施策に取り組んでいる。

項目	内容
	また、県民一人ひとりが、食や木材利用の重要性、農林水産業・農山漁村の役割につい
	て、自ら考え主体的に行動していく契機となるべく、平成26年12月、「農林水産業及び
	農山漁村の持続的発展」並びに「県民の健康で豊かな生活の向上」に寄与することを目的
	に、「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」を制定した。
	平成 22 年国勢調査の産業等基本集計結果によると、福岡県の第 1 次産業就業者数は
	65,806 人(農業 60,199 人、林業 1,000 人、漁業 4,607 人)で県就業者総数の 2.9%。ま
	た、平成24年福岡県県民経済計算によると、福岡県の第1次産業の名目県内総生産は1,418
	億円(農業 1,159 億円、林業 49 億円、漁業 211 億円)で県内総生産の 0.8%であり、県内
	全産業に占める割合は少ない。 しかしながら、耕地面積は8万4,900ha(平成26年度福岡県農林水産白書)で県土面
	積の 17%、森林面積は 22 万 2,123ha(平成 26 年度福岡県農林水産白書)で県土面積の
	45%と県土面積の多くを占め、また県土は筑前海、有明海、豊前海という 3 つの豊かな
	漁場に面している。

	 好な景観形成等、広く県民の生活に関わる重要な産業であり、県としてもその競争力強化
	のための施策は必要不可欠である。一方、少子高齢化により、社会保障費は増大し、生産
	人口は減少し、一人当たりの税負担が増していく中で、より効率的な施策実施が求められ
	る。そのため、現状の農林水産業施策の実施状況を検討し、今後の農林水産業施策の適正
	かつ効率的な実施につなげることが有用であると考え、特定の事件として選定した。
	(1) 監査要点
	農林水産業施策に係る財務事務の執行及び事業管理について、地方自治法第2条第14
	項及び15項の規定の趣旨である「住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大
	の効果」、「組織及び運営の合理化」が達成されるよう実施されているか否かについて、
	3E(有効性-Effectiveness、効率性-Efficiency、経済性-Economy)、真実性、適法性、公
6. 監査の方法	平性の視点から監査を実施した。
	(2) 主要な監査手続
	(事前調査)
	 ①農林水産業施策担当各課の事業概要についてヒアリングを実施し、監査対象機関を絞り込み。
	(監査実施)
	^
	グを実施。
 7. 監査の	
実施期間	平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
8. 外部監査人	包括外部監査人 公認会計士 工藤 雅春
及び補助者	補助者 公認会計士5名、公認会計士試験合格者3名

第2 監査対象の概要

1. 福岡県の農林水産業

福岡県内の第1次産業就業者数は65,806人で県就業者総数の2.9%(平成22年国勢調査の産業等基本集計結果)。また、福岡県の第1次産業の名目県内総生産は1,418億円で県内総生産の0.8%(平成24年福岡県県民経済計算)であり、県内全産業に占める割合は少ない。

しかしながら、耕地面積および森林面積は県土面積の多くを占め、またその県土は筑前海、有明海、豊前海という3つの豊かな漁場に面しており、食料の供給のみならず、県土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等、広く県民の生活に関わる重要な産業である。

2. 福岡県の計画

福岡県の策定した総合計画(平成24年度から平成28年度までの5年間)では、目指すべき目標を「県民幸福度日本一」として掲げている。そして、「県民幸福度日本一」の基本である、県民生活の「安定」「安全」「安心」を向上させるため、その実現のための「10の事項」の実現に取り組むとしている。

農林水産業の競争力の強化の方針は、この「10の事項」のうち、「1 活力にあふれ成長力に富んだ経済 と雇用の創出」の中項目として「3 足腰の強い農林水産業をつくる」において示されている。

そして、これらを推進するため、主として、以下の個別計画が策定されている。

個別計画名	概要
福岡県農業・農村振興基本計画 〔平成 24 年 3 月策定〕 〔~平成 28 年度〕	福岡県農業・農村振興条例に基づき本県農業・農村の将来像 や施策の展開方向を示している。
福岡県森林・林業基本計画 〔平成 25 年 3 月策定〕 〔~平成 29 年度〕	本県森林・林業の将来像や施策の展開方向を示している。
福岡県水産振興基本計画 〔平成 25 年 3 月策定〕 〔~平成 29 年度〕	本県水産業の将来像や施策の展開方向を示している。

3. 福岡県の農林水産業施策の実施体制・予算規模

平成 26 年度一般会計歳出予算は、全体で 1,671,833,424 千円である。このうち農林水産業施策に位置づけられる農林水産業費の予算は 59,469,027 千円で、一般会計全体の約 3.6%を占める。

第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

- 「 I. 総論(意見)」において、包括外部監査全体を通しての意見を記載した。
- 「Ⅱ. 各論(結果及び意見)」において、個別の農林水産業施策についての結果及び意見を記載した。

I. 総論(意見)

今回の包括外部監査における指摘・意見に共通する事項や、県の事業実施体制について意見を述べてい きたい。

包括外部監査は、真実性、適法性の視点の他に、いわゆる 3E (有効性、効率性、経済性) や公平性といった視点からも監査を実施している。

監査の結果、財務事務手続上の書類に不備はないものの、3E(有効性、効率性、経済性)や公平性の視点から事業を適切に実施できているか否か判断できない事業が見受けられた。

県の事業費の構成を見ると補助、委託、工事が主な支出費目であり、業務においては、計画策定・事業 管理・評価等、管理が主である。

こうした業務の性質上、計画や目標の設定から実績評価や見直しの流れを Plan-Do-Check-Action (以下「PDCA」) サイクルにより適切に循環させていくことが特に重要であると考えられるが、これらが必ずしも適切に実施されていない状況が見受けられたため、総論として記載することとした。

PDCA サイクルは、国、自治体、民間企業において広く活用されている。県においても、「福岡県総合計画」(平成24年3月)を策定し、毎年の実施状況報告をホームページ上に公開している。

当計画においては、PDCA サイクルに関する記載があり、第 1 章総論 II 計画の基本的な考え方 2 取組 方針 (3)施策の実効性を高める好循環の構築において、「施策の実施に当たっては、県民意識調査を通じて 県民の幸福実感や施策の重要度などを把握するとともに、施策の目標については、その達成度を確認し、 PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルにより、施策の実効性を高める好循環の構築を図ります。」と記載している。

1. 公共施設の整備事業における中長期計画について

県では、公共施設の整備事業の実施にあたり、事業のマスタープランとして 5 年間の中期の整備目標及び長期の全体整備目標を定めている。この中長期計画を市町村へ示すとともに、毎年度市町村から 5 年間の実施計画の提出を受け、県において、緊急性や優先度及び必要な予算額などを検討・精査したものを事業計画として事業の実施が行われている。

一方、長期にわたって活用される造成施設は、その後の維持管理・補修・更新コストの負担増加まで考慮する必要がある。このため、県では、施設の点検・診断を行い、その結果をもとに長寿命化計画を策定中である。

今後の中長期計画には、この長寿命化計画を反映し、これまで造成した施設の維持管理・補修・更新コストの低減を図ることが望まれる。

2. 成果指標・目標値の設定について

行政の活動の成果は単純に利益で測ることができない。そのため、その評価には適切な成果指標の設定 が必要である。

しかしながら、直接的に図ることが困難なものや数値化が難しいものもあり、成果指標の設定は容易ではない。

県では、事業ごとに成果指標を設定し目標管理を行っているが、以下の事項が見受けられた。

①事業目標と成果指標の関連性が適切でない

PDCA サイクルを回すには計画の達成状況を評価する必要があるが、設定した指標の実績値では事業の達成度を評価できない事業があった。

目標とする指標の設定に当たっては、実績の評価及び翌年度の具体的な見直しが可能となる指標を採用すべきである。

また、啓発事業等においては、事業の成果を直接的に把握しづらく、成果指標において費用対効果を測定し難い場合がある。そのような場合においては、成果との関連性が合理的に想定される活動指標を定めることも考えられる。

たとえば、事業費の積算に当たり想定した事業の実施回数や利用者数を指標として組み合わせることにより、事業1回当たりコストや利用者1名当たりコストを評価することができる。

②目標設定が形骸化している

目標値を達成しようとすると予算が不足となる事業、事業の実施方法が変わっているにも関わらず目標 数値が見直されていない事業、既に目標を達成しているものの見直されていない事業があった。

目標値の設定が形骸化していたものと思われる。

③目標と実績が乖離している

目標未達が継続しているにもかかわらず、事業の再評価や目標設定の見直しが行われていない事業が見 受けられた。

まず、目標と実績との比較分析を適切に実施する必要がある。目標値が適切なら、当該目標値を達成するための改善策を検討すべきである。また、目標値が明確ではない、すなわち利用者のニーズに合致していなければ、事業の廃止の可否を検討すべきである。

その上で、計画未達成の事業を継続する場合は、継続する理由を十分に説明する必要があろう。仮に必要な事業であっても、他の関連する事業との優先順位を検討する必要がある。優先度の低い事業は廃止し、 優先度の高い事業に転換する柔軟性が求められる。

3. 事業管理について

事業管理において、実質的な管理が不十分と思われるものが散見された。補助要綱に定めた様式に則り、 申請や実績報告を受け、形式的には資料が整っているものの、当該資料で実質的に事業管理が行われてい るのかどうか疑問が持たれるものがあった。また、緊急雇用対策に関係する事業で、不適正な支出も公表 されており、事業管理の徹底が望まれる。

監査の中では、具体的には以下のような事項が見られた。

①計画に対応する実績が報告されていない

事業計画に対応する実績が、実績報告で記載されていないものがあった。

計画が適切なものだったとしても、計画された事項に対応する実績を把握できなければ、事業が適切に 実行されたのか否かは確認できない。

②活動量の管理が行われていない

事業計画または実績報告における記載が、収支等の会計数値が記載されているのみで、活動量が見えないものがあった。

何をどの程度行うのかが把握できなければ、その事業費が適切か否かを判断できない。

③費用対効果の視点が乏しい

補助の事業計画や実績報告において、事業費および活動内容の記載はあるものの、そこからどれだけの 収益や費用削減効果を得られるか記載を求めていないものがあった。

例えば、所得増加やコスト削減を目的とした補助事業などは、事業費をかけた結果どれだけの効果が見 込めるかを金額で算定できるものも多いはずである。

その場合、実績報告に当該金額の記載を求め、費用対効果を測定し、補助の決定や、事業の適正な履行 を確認するべきである。

④委託事業における仕様書の記載が不十分

仕様書に活動量や規模の記載がないため、委託内容が適切に履行されたのか否か判断できないものがあった。

仕様書においては、業務内容と共に、活動量や規模を明確に定めるべきである。

⑤委託事業における事業報告の記載が不十分

仕様書で掲げる業務内容に対応する記載が事業報告にない、または判断が困難なものがあった。

事業報告の目的は、事業が適切に実施されたか否かを確認するものであるため、仕様書の要件の満たしていることを確認できる報告を求めるべきである。

⑥市町村等を経由する補助の実施状況の確認が不十分

市町村等が事業主体に補助を行い、県はその事業に関連し市町村等に対して補助を行うというような間接的な事業の場合、事業主体に対する補助の決定や履行状況の確認は市町村等が行っている。このような場合に、市町村の補助が適切であったかどうかまでの確認ができていないものがある。

市町村の補助が適切に行われているか否かを判断するために、県においても事業主体の実施状況を検証 すべきである。

4. 事業評価について

補助や委託における実績報告について、形式的には整っているものの計画との対比が困難であったり、 会計数値の記載のみで活動の状況が不明であったりと、事業評価に活用し難いものが見受けられた。

実績報告は、委託・補助事業の実施状況の確認のため求めているものであるが、PDCA の観点からも、 積極的に活用すべきである。

翌年度以降の改善へとつなげるためには、当年度の実績を適切に評価する必要があり、実績報告において明瞭に記載する必要がある。

県では、事業実施部署とは別に、行政評価部署において、施策の透明性の向上、成果重視の行政への転換、県民の行政に対する信頼性の向上を図ることを目的として、行政評価を実施している。

しかしながら、補助事業における交付決定の審査や履行確認などの事業管理と、事業評価とは密接に関係していることから、事業実施部署においても、自ら事業評価を行うべきである。

5. 予算執行等に係る情報の公表について

農林水産業の事業を監査していくなかで、非常に多くの補助事業があることが分かった。

補助金の中には、多額の設備投資に対し交付されるが、要綱等で補助交付額の上限が設定されていないものもあり、真にその社会的な必要性が問われるべきであり、県民の納得を得られるものでなければならない。その意味でも県民に対して必要な情報を公開することは非常に重要である。

しかしながら、県における補助金に関しての情報は、限られたものしか公開されていない。

この点、国においては、「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について(平成 25 年 6 月 28 日 閣議決定)」において、「国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現する観点から適切に 予算執行等に努めることが政府に求められていることを踏まえ、予算執行等に係る情報の公表等を適切に 行い、外部からの検証や、情報の積極的な活用を可能とすることにより、予算執行等の効率性の向上を図 るとともに、行政に対する信頼の向上を目指すこととした。」としており、補助要綱や交付先等が明らかにされている。

当該公表の対象は各府省庁を対象としたものであるが、この趣旨は県にも同様にあてはまるものである と考える。

どういった補助事業があり、どういったところに交付されているのかを広く公表することにより、行政 のガバナンスの向上に寄与すると同時に、補助を受ける者に対しても、その社会的責任を自覚させ、より 適切な事業の実施が期待できる。

一般的に、何か施策を実施してほしいという声はあがりやすいが、廃止しようという声はあがりにくい と思われる。また、施策の縮小・廃止は既得権者との摩擦を生じることが予想されるが、財政の健全化を 促すためにも、予算執行等に係る情報の公表は、有効であると思われる。

県民に対する説明責任を果たすことによる施策の透明性の向上、成果重視の行政への転換、県民の行政 に対する信頼性の向上を図るためにも、県民に対して補助金に係る情報の提供を、国や他県の状況も踏ま え検討していくことが望まれる。

6. 適切な情報の公表について

各論の指摘の中でも記載しているとおり、公表の必要がある特命随意契約で公表が漏れているものがあった。情報を公表するとしても、公開される情報が網羅的でなかったり、また誤った数値が公表されたりする可能性もある。

県においては、ガバナンスを確保し、適正な情報の公表が望まれる。

7. 公募型プロポーザルにおける応募者の確保について

事業の委託業者の選定にあたり、一定の仕様に基づく価格面での競争のみで判断するのではなく、広く 公募により企画の提案を受け、最も優れた提案を行った企業・団体を選定することが適当であるとし、公 募型プロポーザル形式を採用しているものの、提案を行った会社は1社のみというケースが散見された。

提案を行う会社が 1 社だけでは、企画面・価格面ともに競争原理が働き難い可能性がある。プロポーザル募集にあたっては、関係団体を通じて公募型プロポーザルの実施について周知するなど、複数の応募者が確保できるよう努力しているとのことであるが、引き続き複数応募者の確保に努めていくことが望まれる。

Ⅱ. 各論(結果及び意見)

1. 結果及び意見の概要

(1) 指摘・意見の区分

監査により検出された事項について、以下の観点から総合的に判断し、指摘と意見とに区分している。

区分	内容
指摘	短期的に是正措置を講ずる必要がある事項、誤り・不当・不正なもの
辛日	長期的に改善すべき事項、誤り・不当・不正のうち軽微なもの、
意見	有効性・効率性・経済性の視点からの提言

(2) 部署別 指摘・意見件数

部	課	指	摘	意	見
	[1] 農林水産政策課·農林業総合試験場	3		_	
	[2] 農山漁村振興課	_		4	(2)
	[3] 食の安全・地産地消課	2	(1)	5	(1)
農	[4] 団体指導課	_		1	
林	[5] 園芸振興課	_		5	
水	[6] 水田農業振興課	_		10	(1)
産	[7] 経営技術支援課	_		3	
部	[8] 畜産課	1		6	(1)
	[9] 農村森林整備課	_		6	
	[10] 林業振興課	_		5	
	[11] 漁業管理課	1		3	
	[12] 水産振興課			1	
	合計	7	(1)	49	(5)

⁽⁾ は平成 26 年度で事業が終了したため改善対応ができない項目、又は既に改善済みの項目に係る件数で 内数

(3) 指摘・意見の一覧

(- /	1 11 11	10070	(7)一 _見		
部署	事業	指摘 意見	項目	要旨	頁
[1]	農林才	×産政策	課・農林業総合試験	場	
	1. 点	農業総合	試験場再編整備費・	農林業総合試験場先導的試験研究開発強化事業費	
			①物品の管理方 法について(農 林業総合試験場 本場)	需用品整理簿について、記載誤りや不適切な記載方法が見 受けられた。適切な物品管理のために適切な帳簿の管理が 求められる。	37
		指摘	②物品の管理方法について(資源活用研究センター)	需用品等整理簿を確認したところ、使用目的が不明なもの、 重複して記載されているものがあった。 適切な物品管理の ために、 適時・ 適切な事務処理が求められる。	39
			③入札の適正実 施について(資 源活用研究セン ター)	工事の入札において、工事費内訳書の提示を入札に関する 条件として明示していないものや、工事費内訳書がないも のが見受けられた。入札・契約手続きの透明性・客観性、 競争性確保のため、競争入札に関する要綱に沿った適切な 実施が求められる。	40
[2]	農山	漁村振興	課		
	2. t	也域特産	物振興費		
		意見	①補助対象範囲について	当事業の補助金交付要綱では、採択基準において補助対象 地域を広く設定している。しかし本来の事業目的は、ハゼ の実の栽培支援を通じた中山間地域における6次産業化の 推進であることから、採択基準を「ハゼの栽培」に絞った ものにすべきであったと思われる。	42
			②6 次産業化計画について	6 次産業化計画においては、長期的な視点で事業として成立するか否かを判断するために、収益面の計画が必要である。	43
	5. 4	寺用林産	基盤整備事業費		
		意見	①補助金交付要綱の記載について	補助金交付要綱において、補助対象経費の対象となる額に ついて誤解を生じる恐れのある記載となっている。誤解を 生じないものに修正する必要がある。	47
		思 允	②補助対象経費 の支払確認につ いて	一部の実績報告書において、支払を確認する資料として不 十分と思われるものがあった。実績報告書に適切な根拠資 料の添付が望まれる。	49

部	事	指摘	項目	要旨	頁
署	業	意見	- **		
[3]			産地消課		
	1. '	V 1/2/2 8	①子どもが作る	ンパギセ」 宗氏連動強化質	
		指摘	「ふくおか弁当 の日」事業に係 る仕様書の記載 について	仕様書において、シンポジウムの開催規模が記載されていない。会場の大小や開催回数の増減により、事業費が増減 する可能性がある。仕様を定めるにあたって、規模の記載 が必要である。	52
		意見	①「いただきます!福岡のおいしい幸せ」推進 業務委託における契約方法について	委託内容の一つは、当初より別の事業者に再委託すること や金額が決まっており、緊急雇用創出事業として実施する 業務には馴染まない。再委託ではなく、直接委託すべき業 務であったと思われる。	52
			②「いただきます!福岡のおいしい幸せ」推進業務委託における実績について	実績報告書の記載では、仕様書記載の委託要件を満たしていないことになるが、県は実質的には委託要件を満たしていると判断したため、当該事実を明瞭に記載し、保存しておく必要がある。	53
	8. J	県産果実	学校給食導入費		
		意見	①事業目標の設 定について	当事業の成果指標の一つである、給食への県産果実の提供 実施校数は、目標の50%以下の達成率である。また、仮に 目標を達成しようとすると予算不足となることが想像され、 目標と予算とが整合していない。適切な目標及び予算設定 により、実績との乖離を原因分析することで、PDCAサイ クルを回す必要がある。	60
	10.	県産食	材取引拡大システム	事業費	
		指摘	①インターネッ ト受発注システ ムについて	当事業は平成 26 年度の終了後も受託企業が運用を引き続き行っており、著作権は県にあるが、運用方法について取り決めた契約等が交わされていない。著作権の使用許諾手続が必要である。	62
	11.	直売所	販売促進人材育成事	等 業費	
		意見	①事業実績の管 理について	実績報告において、一部実施状況を確認できない項目があった。再委託された業務の情報が事業報告に反映されていないものと考えられるが、再委託先の実施内容も含めて適切に反映した実績報告を提出するよう受託者に求める必要がある。	63

部署	事業	指摘 意見	項目	要旨	頁
	13.	中山間、	ふるさと水と土保全	之対策事業費	
		意見	①成果指標について	平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、事業の大幅な見直 しがあったため、実績数も大幅に減少している。一方、目 標数値は一切変更されていなかった。事業の大幅な見直し があった場合には目標値も見直すべきである。	67
[4]	団体	指導課			
	6. 🕏	林業改善	資金業務費・林業改	文善資金貸付金	
		意見	①貸付制度の周知について	当貸付事業は、貸付枠に対し貸付実績が大幅に少ない。資金需要が低迷していることを踏まえ、利用促進のため、更なる制度の周知が望まれる。	73
[5]	園芸	振興課			
	7. }	舌力ある	高収益型園芸産地育	『成事業費	
		意見	①事業実施状況 確認調書について	条件整備事業の事業実施状況確認調書において、入札状況 に関する記載事項の誤りがあった。調書の作成にあたって は、記載事項の誤りがないよう、細心の注意を払うべきで ある。	82
	8.	花あふれ	いるふくおか」総合:	推進事業費	
		意見	①助成金額の配 分について	事業主体との事前調整や予算配分にあたっての検討過程 は、メモ書きではなく第三者が検証できる文書として整理 しておく必要がある。	84
	1 2.	園芸農	業生産総合対策事業	套 費	
		意見	①目標の達成状 況について	当事業は、平成 22 年度においてすでに最終目標を達成している。5 年間も達成済みの目標を見直さなかったことについては問題である。当初の目標設定を見直すか、目標を達成したものとして事業を終了するか、適時な見直しを行うべきである。	90
			②事業実施における契約監理について	福岡市から受けた報告文書にて、落札業者の選考過程の詳細が不明であった。県は、市から提出を受けた入札結果報告・着工届に、確認した入札の詳細な状況についての内容を記述しておくことが必要である。	91

部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁
			③目標と実績との関連性について	当事業の成果指標は目標と実績との関連性に疑問が持たれる。成果指標としては、関連する農業生産物の産出割合よりも、当事業を利用した市場の取扱量の増加数等とすべきではないかと思われる。また、事業の評価に当たっては、投入した事業費を経年比較したり、民間事業者や他自治体の指標と比較したりすることによって成果を評価すべきである。当案件は総事業費が高額であるため、当該成果について経済性の観点からも検討すべきであった。	92
[6]		農業振興			
	1.	畏業生産 	総合対策事業費(組 	経営体育成支援事業費)	
		意見	①成果指標の目標値の設定と事業の実施について	2 つの成果指標のうち、一方は既に最終年度の目標を達成しており、成果指標として設定する必要があるのか否か検討する必要がある。もう一方は目標未達であるため、新たな目標値を設定する必要があるのか否か検討する必要がある。また、事業目的に比較して実績件数及び金額が少ないため、成果指標の検討と併せて、適正な予算規模についても検討する必要がある。	95
	2.)	農業生産	総合対策事業費(オ	(田農業生産総合対策事業費)	
		意見	①事業実施先に おける契約監理 及び成果指標に ついて	一者のみ参加の競争入札について、参加者が増加するような公告方法や業者への呼びかけ等を指導する必要がある。また、検査調書に入札経過等の状況をより詳細に記載すべきである。 3つの成果指標のいずれも7割程度の達成率であり、平成28年度までの計画の目標値を達成できるか疑問が持たれる。複数年間に亘り実施する事業は、年度ごとに評価を実施し、実施方針の見直しを行い、目標設定に問題があれば設定を見直すべきである。	98
	3.	ラー麦」	ブランド化推進費		
		意見	①目標の達成状 況について	3つの全ての成果指標が目標の5割程度の達成率である。 複数年間に亘り実施する事業は、年度ごとに評価を実施し、 目標設定に問題があれば設定を見直すことも検討すべきで ある。	102

部署	事業	指摘 意見	項目	要旨	頁
	4.	<u></u> 農地中間	管理機構事業費		
		意見	①予算の執行について	当事業の3つの事業のうち2つで予算額と執行額に差が生じている。成果目標を達成するための適正な予算策定を行う必要がある。 また、農地集積・集約化について、今後事業が安定した段階で生産コストの削減効果を評価する必要がある。	105
	5.	農地中間	· 管理事業支援基金積	資立金	
		意見	①福岡県農地中 間管理事業支援 基金の活用につ いて	当基金は、平成 25 年度より積立が始まっているが、取崩 額が少ない。平成 27 年度以降の活用状況の推移を見守る 必要がある。	107
	6. 7	水田農業	経営力強化事業費		
		意見	①成果指標の目標値の設定と事業の実施について	他事業と同一の成果指標を採用していながら、目標値が異なっていた。新規事業においては既存の事業との関連性に留意し、PDCAサイクルを有効に機能させる必要がある。また、これまで当事業で直接補助金を支給した事業者について、公平性の観点から、県内で対象となり得る事業者へ公平に補助の機会を与えられたのか留意し、施策を遂行すべきである。	110
	7. 5	力強い水	田農業確立事業費		
		意見	①予算の策定と 事業の実施につ いて	当事業の予算執行率は 38.7%と、当初の予算策定が適切であったか疑問に思われる。今後の予算策定に当たっては、年度別に適切に実施する必要がある。 予算では 185ha の農地貸付を計画していたところ、7.99ha の貸付実績にもかかわらず成果指標を達成しており、目標設定についても検討を要する。 事業内容について、一部のメニューに実施が偏っていることについて、今後検討が必要と思われる。また、アドバイザー派遣事業については、ニーズを十分に調査した上で実施すべきである。	114
	9.	多面的機	能支払事業費		
		意見	①目標の設定に ついて	当事業の成果指標では、適切な地域資源の保全が行われた のか否か確認できない。目標とすべき成果指標は、取組集 落数から取組面積へ見直すべきである。	120

部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁
-6		.= -	 員会指導費		
	1 1	意見	①農地台帳シス テム整備事業の 自治体別交付額 について 業担い手機械導入表	市町村により交付額が異なる。各自治体の置かれる状況により、もともとのシステム環境の差異が大きいため、コスト管理には十分留意すべきである。	123
	11.	八田辰			
		意見	①実績の検査に ついて	全体の2割超が落札率100%となっている。このような状況になっている原因を分析し、競争性を高める必要がある。	126
[7]	経営	技術支援	課		
	1. ¥	普及活動	総合推進事業費		
		意見	①成果指標の設定について	事業内容に記載の事業のうち、全国システム化研究会現地 実証事業に関する成果指標が設定されていない。事業を適 切に評価するためにも、全事業について網羅的に成果指標 を設定する必要がある。	128
	5. 4	生産資材	対策事業費		
		意見	①成果指標の設 定について	事業内容に記載の事業のうち、農薬展示ほ設置事業に関する成果指標が設定されていない。事業を適切に評価するためにも、全事業について網羅的に成果指標を設定する必要がある。	132
	7. 🔻	告い農業	者育成対策事業費		
		意見	①成果指標について	成果指標のうち、5年目研修参加率の実績が低くなっている。また3年目研修の成果指標が設定されておらず、PDCAサイクル実施のため設けるべきである。また、研修内容がニーズに合っているか等再検討する必要がある。	134
[8]	畜産	課			
	2. 勃	養鶏経営	安定対策事業費		
		意見	①成果指標について	事業説明資料における事業目標等の欄に記載がなく、評価が困難である。事業の実施とその効果に関する PDCA サイクルを運用することが望まれる。	140
	3. †	博多和牛	ブランド強化対策費	Ī.	
		意見	①事業の必要性 について	当事業と類似の事業が存在するため、補助金の効率的運用を検討する必要がある。	141

部	事	指摘	項目	要旨	頁	
署	業	意見			P.	
	7.	ふくおか	の畜産競争力強化対	 	ı	
		意見	①補助金を受けるための事前審査について	補助交付先の選定にあたっては、申請者の状況等の要因を 考慮して交付の決定をしているとのことであるが、判断基 準が明確化されていないため、申請者間の公平性を確保す ることが望まれる。	147	
	8. 自衛防疫強化総合対策事業費					
		意見	①実績報告書類について	補助金実績報告書類について、当該事業とは別の当初予算確認リストが添付されていた。当事者以外が確認する際に誤認の恐れがあることから適切な補助金交付のためにも提出書類が何のために添付されているか等につき明らかにすることが望まれる。	148	
	10.	有害鳥	獣対策強化費			
			①狩猟免許取得 助成事業の事業 計画について	補助事業の申込者の見込みが立たないことから、計画策定 を省略し、事業実施後に書面を整理する運用によっていた。 適切な実施計画の提出を求め、計画と実績との対比により、 市町村の取組みを推進することが望まれる。	151	
		意見	②鳥獣捕獲マイ スター事業の成 果について	鳥獣被害防止措置法に基づく被害防止計画を作成している 団体を補助対象としているが、補助を受けている団体が限 られているため、事業対象を拡大する余地があると思われ る。また、現在の制度では捕獲活動経費に対して補助を行 っているが、捕獲頭数に応じた補助等、改善の余地がある と思われる。	151	
	11.	獣肉等	1 利活用推進費		l	
		指摘	①「獣肉処理施 設の広域的利用 事業」の特命随 意契約の公表に ついて	特命随意契約が公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。	153	
[9]	農村	森林整備	課		'	
	9. J	県営農村	総合整備事業費			
		意見	①検査調書の文 書化について	検査調書について、添付された工事現場の写真に撮影年月日が明記されていなかった。撮影年月日は年度内での工事 完了・検査された証拠となるため、添付される写真に明記 することが望まれる。	163	

部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁	
有						
		意見	① 事業の緊急性・優位性の判断について		166	
	13. 県代行林道開設費・県営林道開設費					
		意見	①同一路線に対 する複数財源の 交付について	当該開設費と他の林道整備事業費について、両事業が同一路線に重複して交付する一方で、入札は事業ごとに行うため別々の業者が受注している事例が散見された。同一路線の場合、同一業者にまとめて発注した方が、全体の工事費用は低減され、管理面でも効率化が図られると考える。	167	
			②検査調書の文 書化について	検査調書について、添付された工事現場の写真に撮影年月日が明記されていなかった。撮影年月日は年度内での工事完了・検査された証拠となるため、添付される写真に明記することが望まれる。	168	
	16. ふるさと林道緊急整備事業費					
		意見	①同一路線に対する複数財源の交付について	「13. 県代行林道開設費・県営林道開設費 意見 ①」 参照	171	
			②検査調書の文書化について	検査調書について、添付された工事現場の写真に撮影年月日が明記されていなかった。撮影年月日は年度内での工事完了・検査された証拠となるため、添付される写真に明記することが望まれる。	171	
[1	0] 林	業振興課				
	1. 1	木業関係	団体育成強化費			
			①補助事業にお ける事業計画及 び事業実績報告 の記載について	補助事業にかかる事業計画および事業実績報告の記載について、不十分な点が見受けられるものがあった。事業の実施内容を適切に記載することが望まれる。	173	
		意見	②森林組合振興 対策(指導)事 業における人件 費の計上方法に ついて	事業内容の活動量が従事日数および指導回数で報告されているが、当該記載に不十分な点が見受けられる。実績報告においては、適切な計上根拠資料に基づき、実態を適切に反映させたものとする必要がある。	173	

部	事	指摘						
署	業	意見	項目	要旨	頁			
	4.	4. 森林整備加速化・林業再生事業費						
		意見	①補助申請書類 における残高証 明書入手の意義 について(事業 全体)	補助の交付申請において、補助交付団体より1口座分の残 高証明書や融資証明書の提出を受けている。残高の調整も 可能なため、残高証明を1口座のみ提出させる意義は乏し いと思われる。	180			
			②概算払いに伴 う収支計画につ いて (原木しいたけ 再生回復緊急対 策)	事業遂行状況報告書において、実際の支出状況と異なると 思われる記載があった。事業実施時期と整合した収支計画 の作成の指導が望まれる。	180			
			③補助事業の履 行確認について (原木しいたけ 再生回復緊急対 策)	実績報告において、実施回数を把握することができず、補助要綱における助成額の上限の要件を満たしているのか否か、また適切に事業を実施しているか否か確認できない。 事業の実施状況を具体的に把握できる実績報告の提出が望まれる。	181			
[1	1]漁	業管理課						
	1. 7	水産関係	団体強化育成費					
		意見	①実績報告書に ついて	実績報告書の提出書類について、記載内容に不整合があった。補助金の適正な支出を確保するため、他の部署に何らかの報告がなされているとしても、当補助事業における実 績報告書において管理すべきである。	190			
	5.	沿岸漁業	改善資金貸付金					
		意見	①予算額の執行 残について	当事業の予算実行率は、需要減少のため低迷している。今後、借入需要の増加が見込まれることから、国の事業の動向等を踏まえながら長期的なスパンで必要に応じて事業規模等の見直しを行うべきである。	196			
	6.	6. 有明海漁場再生対策事業費						
		指摘	①特命随意契約 の公表について	特命随意契約が公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。	198			

部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁			
白		8. 漁場環境保全対策費						
		意見	①実績報告書について	市町村からの実績報告書に活動内容が空欄のものがあった。 交付金は当事業において交付していることから、交付金交 付要綱に基づく実績報告書において報告を受け、確認する 必要がある。	201			
[12] 水産振興課								
	4. 資源管理型漁業対策事業費							
		意見	①事業の成果指標について	当該成果指標によれば、事前に立てられた計画を実施すれば目標が達成されることとなってしまう。適切な成果指標の設定が望まれる。	206			